

## 令和3年12月10日 美郷町農業委員会会議録

令和3年12月10日午後2時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

### 1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	木村とも子
5番	奥山秀治	15番	深沢靖
6番	佐々木定廣	16番	鈴木敏夫
7番	深田秋彦	17番	高橋正尚
8番	細井千代文		
9番	井関一良		

本会委員出席者 16名

### 2. 欠席委員は次のとおり

14番 高橋正和

欠席者 1名

## 1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
上席主査	高 橋 章 浩

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第52号 宅地に付属した農地の指定について
- 第 3 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第56号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 7 議案第57号 非農地証明の申請に対する可否の決定について
- 第 8 議案第58号 土地改良事業参加資格の交替の承認について
- 第 9 議案第59号 農地の取得等に係る別段の面積の設定について
- 第10 議案第60号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午後3時48分本委員会の閉会を告げた。

## 令和3年12月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年12月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時
4. 閉 会 午後3時48分
5. 議事録署名委員 2番 加藤 堅之助  
3番 高橋 秀行

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第12回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、2番、加藤委員、3番、高橋委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第52号宅地に付属した農地の指定についてを上程し議題とします。議案第52号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第52号、申請番号4番について議案書をもとに朗読、説明 】  
申請番号4番、仙南地区の畑2筆、294㎡、譲渡人は〇〇〇さんです。申請地に隣接する宅地の居住者は、これまでも当該地を借りて耕作しており、譲渡人は町外在住であることから、今後も譲渡人が耕作することは難しく、贈与の申し出がありました。「美郷町宅地に付属した農地の別段の面積取扱基準」第4条の各要件を満たしているものと考えられます。資料として1ページに位置図、2ページに公図を添付しております。2ページの公図で宅地は56番です。以上です。
- 議 長 議案第52号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、審査の報告をお願いします。
- 10番委員 申請番号4番について審査の報告をいたします。11月25日に〇〇〇さんのお宅に伺い審査確認いたしました。もともと住宅に住んでいた〇〇〇さんが何年も農地を管理しており、何ら問題がなかったことを報告いたします。以上です。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号4番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 2番委員 申請番号4番は、農地法第3条の申請番号42番と関わってくると思います

ので、併せて質問いたします。〇〇〇さんは自作地857㎡で今294㎡を贈与して、残りも耕作放棄地に繋がらないようにしてもらいたいことと、〇〇〇さんは〇〇〇歳ということで、贈与後ご家族がおれば、今後、耕作放棄地にならないと思いますので、家族状況がわかれば説明をお願いします。

10番委員 娘さんが二人おりまして、今も手伝っていますが、耕作できなくなれば娘さんが来てやるということでした。

2番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号4番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号4番については原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第52号については原案のとおり指定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第53号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第53号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第53号、申請番号42番から51番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号42番、仙南地区の畑2筆、294㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。先ほどの議案第52号申請番号4番の案件です。贈与で、対価はありません。

申請番号43番、六郷地区の田28筆、畑6筆、計9,805㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、両者は親子です。後継者へ生前一括贈与するためのもので、対価はありません。

申請番号44番、仙南地区の田8筆、畑1筆、計28,532㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者へ生前一括贈与するためのもので、対価はありません。

申請番号45番、千畑地区の田5筆、3,619㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は叔父と甥の関係です。渡人の農地は弟が耕作しておりましたが、弟が亡くなり、弟の家族では耕作できないことから、受人が耕作していくことになりました。対価はありません。

申請番号46番、仙南地区の田1筆、2,043㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地の交換です。対価はありません。

申請番号47番、仙南地区の田1筆、2,065㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請番号46番に関連した農地の交換です。対価はありません。

続きまして使用貸借権です。

申請番号48番、仙南地区の田1筆、975㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地の管理ができず、受人が耕作するものです。

多少荒れているため、使用貸借で、期間は10年間です。

続きまして賃貸借権です。

申請番号49番、千畑地区の田4筆、10, 597㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも賃貸借契約しておりましたが、これまで受けていた方が耕作できなくなったため、受人を変更するものです。

10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。

申請番号50番、千畑地区の田2筆、2, 519㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号49番と同じです。10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。

申請番号51番、千畑地区の田3筆、10, 083㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人が耕作できなくなった農地について、受人へ賃貸借するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号42番から51番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第53号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号42番から51番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号42番から51番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号42番から51番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第53号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第54号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第54号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第54号、申請番号14番から17番までについて議案書をもとに朗読、説明 】  
申請番号14番、六郷地区の畑2筆、2, 793㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は、以前りんご栽培をしておりましたが、現在は木を伐採して保全管理をしております。受人は建築業、不動産業を営んでおり、事業の拡大に伴い新たな住宅用地が必要となったため、宅地分譲地として計画しました。面積は宅地分譲地1, 885㎡、雪捨て場・緩衝地326㎡、道路582㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地取得費は総額で〇〇〇円です。当該地は第3種農地で、農地法施行規則第44条第3号にあります「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること」とあり、この場所は第一種住居地域になります。この案件につきましては、9ページに位置図、10ページに配置図、11ページに公図を添付しております。  
申請番号15番、六郷地区の畑4筆、2, 241㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。当該地は申請番号14番の案件の隣地となっており、宅地分譲時の資材置場として使用し、分譲後も引き続き資材置場とする計画です。面積は資材置場が2,241㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地取得費は総額で〇〇〇円です。当該地は第3種農地で、申請理由は申請番号14番と同じです。この案件につきましては、9ページに位置図、10ページに配置図、12ページに公図を添付しております。

申請番号16番、仙南地区の田1筆、500㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は建設業を営んでおり、事業の拡大に伴い敷地が手狭となり、現住居を会社の建物とし、新しく住宅を建築する計画です。面積は住宅204.51㎡、通路・雪捨て場・緩衝地295.49㎡です。総事業費は〇〇〇万円で自己資金〇〇〇円、借入資金〇〇〇円、用地取得費は総額〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、13ページに位置図、14ページに配置図、15ページに平面図、16、17、18、19ページに立面図、20ページに公図を添付しております。

申請番号17番、千畑地区の畑2筆、5,200㎡の内2,520㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。育苗土として使用する赤土を採取するための一時転用です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地借上費は総額〇〇〇円です。期間は3年間です。当該地は農用地区域内農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イの「申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるものであること」に該当すると判断しております。この案件につきましては、21ページに位置図、22ページに配置図、23ページに平面図、24ページに断面図、25、26ページに公図を添付しております。断面図につきましては、修正前の図面を送付してしまい、差し替えをお願いいたします。以上です。

- 議 長 議案第54号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用でございますので、申請番号14番から順に調査の報告をお願いします。
- 3番委員 申請番号14番、15番は関連がありますので、併せて報告いたします。11月28日午前11時頃、中野委員と受人の〇〇〇さんとともに、現地において聴き取り調査いたしました。渡人には電話で聴き取りいたしました。調査項目に基づき調査した結果、何ら問題がなかったことを報告いたします。ちなみに当該用地の西側は、現在〇〇〇で分譲している土地であります。以上です。
- 10番委員 申請番号16番について調査の報告をいたします。11月25日午前9時頃、佐藤委員、事務局職員と受人立会いのもと、現地で調査いたしました。調査項目に基づき調査した結果、何ら問題はありませんでした。これから

雪が降るので来春に工事するというものでありますので、以上報告します。

8 番委員 申請番号 1 7 番について調査の報告をいたします。1 1 月 2 2 日午前 7 時半頃、高橋会長と高橋正和委員、事務局職員と現地を確認し調査いたしました。調査項目に基づき調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。以上です。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号 1 4 番から 1 7 番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

1 1 番委員 申請番号 1 7 番についてですが、配置図を見ると農地の真ん中に 2 メートル下げて掘削するというように見えますが、分断してその後整地はしないということですか。

●庶務班長 断面図を見ていただきますと、表土 2 0 センチを剥ぎ取りまして、赤土を採取します。その後に表土を戻して完了となります。平面図の A 側 ○○○ は、同じ所有者でありまして、以前から赤土を採取してきたところで、引き続き採取する計画のようです。

1 1 番委員 そういう意味ではなく、前後が分断されて中のいいところだけ下がるように見えますので、将来的に畑にしたいくても使い辛くなるのではないかと思います。本来 1 枚の田が 3 つに分かれるのではないかということです。

1 7 番委員 私も調査に行きましたので、若干補足させていただきます。受人はご存じのとおり育苗の土に使っております。年次計画で 5、6 年も前からずっと土採取をしております、下の方から順序に行っています。今回はこの場所から採取ということですが、前後の場所も水が溜まらないようにやっております。もう少し図面が分かりやすければ良かったかと思えます。

1 1 番委員 配置図では前と後の田が残るので、全体的に下がるのならばいいのですが、前後が遊休農地になってしまうのではないかという懸念があったからです。

1 7 番委員 2 2 ページの配置図の町道ですけれども、町道の上の方、配置図と書いている右側、それから下がってきてカーブになって、また戻っていますけれども、ここまですっと下がってきている道路です。その道路に合わせて下げるといことで、現状は勾配があって道路に接続していますので、図面では分かりにくいです。2 4 ページの断面図も実際傾斜がついているので、B 側が上がっていて A 側が下がっております。

1 1 番委員 総事業費が少ないから、そういうことしか出来ないということもありますか。

1 7 番委員 経費については算定方法がよく分かりませんが、継続事業でやっているもので、そんなにかからないということだと思います。

4 番委員 この周辺はずっと継続事業でやっているところですよ。

1 7 番委員 ずっと継続してやっているもので、例えば、緩いスキー場の斜面を平らにしているという状況です。そのため、将来的に豆とかをやるとすれば、作業はやりやすくなるともいえます。水が溜まらないように表土は戻しているし、年次計画で行っているということです。

- 議 長 暫時休憩します。 午後2時28分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時29分

11番委員 何年もやっているということですが、もう少し分かりやすい書類を今後出してもらうようお願いします。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号14番から17番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号14番から17番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第54号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第55号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第55号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第55号、申請番号85番から96番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号85番、仙南地区の田1筆、5,768㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人がこれまで当該地を賃貸借契約しておりましたが、渡人が農地を手放したいことから売買することとなりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号86番、仙南地区の田2筆、12,359㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地を賃貸借契約しておりましたが、これまで受けていた方が耕作できなくなり、今回の受人が購入し、耕作することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号87番、六郷地区の田2筆、3,957㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は父が亡くなり相続しましたが、離農したいということから、受人が購入するものです。10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号88番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田1筆、計1,036.84㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は旧町村界となっておりますが、1区画の農地です。渡人は当該地が遠方であることから、隣接地を耕作している受入へ売買するものです。総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資



料4ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号89番、仙南地区の田1筆、869㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地集約のため、農地法第3条の交換案件のほかに、当該地を売買するものです。総額〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。トラクター、田植機は共同、ほかの農機具は所有しております。

申請番号90番、仙南地区の田2筆、6,817㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で、渡人から公社を経由して受け手へ売買するものです。渡人が離農するため、売買価格は10aあたり〇〇〇円です。買受け予定者は〇〇〇さんで、引き渡し時期は2月22日を予定しております。

申請番号91番、仙南地区の田7筆、13,215㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。申請理由は申請番号90番と同じです。売買価格は総額〇〇〇円です。買受け予定者は〇〇〇さんで、引き渡し時期は2月22日を予定しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号92番、千畑地区の田5筆、12,565㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農業経営の規模を縮小し、受人が耕作することとなりました。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号93番、千畑地区の田8筆、16,215㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも賃貸借契約しておりましたが、受人を変更するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号94番、仙南地区の田2筆、8,350㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号95番、千畑地区の田5筆、畑1筆、計6,521㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。トラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、糶摺りは委託しております。

申請番号96番、千畑地区の田12筆、15,842㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料10ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号85番から96番までの12件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられま

す。以上です。

- 議 長 議案第55号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号85番から96番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
  - 2番委員 申請番号86番についてですが、12, 359㎡という面積に対して、総額〇〇〇円とかなり安い売買価格です。その理由は双方納得ということだと思いますが、優良農地にも関わらず安いという理由は何かあるのですか。
  - 12番委員 申請番号86番について、私が調査しましたので説明させていただきます。この渡人ですが、元々、別の方に10年以上耕作をしてもらっていました。これまで受けていた方が耕作出来なくなり、渡人は今更田を戻されても機械もなく困るということで、受人に総額〇〇〇円でいいから買ってもらいたいと相談したようです。それで受人がこの金額であったら買うということで決まったようです。以上です。
    - 2番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
  - 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号85番から96番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
  - 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号85番から96番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第55号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第6、議案第56号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第56号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第56号、申請番号248番から335番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権設定です。契約期間は、申請番号248番が令和3年12月15日から令和18年12月31日までの15年1か月間、そのほかは令和3年12月15日から令和13年12月31日までの10年1か月間です。12月中に契約期間がスタートすることで、令和3年度の経営転換協力金の対象となります。

申請番号248番、13, 616㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号249番、5, 932㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号250番、994㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号251番、1, 011㎡、出し手は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有です。受け手は〇〇〇さんです。

申請番号252番、16, 164㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇

さんです。

申請番号253番、14, 828㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号254番、15, 283㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号255番、2, 764㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号256番、204㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号257番、19, 992㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号258番、45, 176㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号259番から281番までの受け手は、〇〇〇さんです。申請番号275番、277番、281番は賃貸借、それ以外は使用貸借です。すべて仙南地区の農地です。

申請番号259番、12, 214㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号260番、9, 678㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号261番、17, 823㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号262番、2, 139㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号263番、9, 676㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号264番、42, 629㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号265番、22, 613㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号266番、7, 610.26㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号267番、947㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号268番、8, 784㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号269番、14, 164㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号270番、5, 568㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号271番、20, 292㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号272番、13, 804㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号273番、9, 718㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号274番、26, 404㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号275番、1, 711㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号276番、8, 946㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号277番、6, 328㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号278番、24, 909㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号279番、32, 522㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号280番、24, 474㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号281番、4, 718㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号282番から297番までの受け手は〇〇〇さんです。すべて仙南地区の農地です。

申請番号282番、28, 679m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号283番、2, 469m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号284番、4, 216m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号285番、81, 287m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号286番、2, 182m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号287番、3, 021m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号288番、3, 088m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号289番、22, 428m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号290番、22, 984m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号291番、2, 653m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号292番、1, 840m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号293番、1, 543m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号294番、3, 522m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号295番、986m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号296番、967m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号297番、2, 082m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号298番から334番までの受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号298番、9, 785m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号299番、3, 770m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号300番、14, 598m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号301番、3, 034m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号302番、23, 644m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号303番、31, 875m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号304番、23, 077m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号305番、19, 279m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号306番、13, 307m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号307番、78, 317m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号308番、22, 607m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号309番、37, 910m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号310番、27, 116m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号311番、30, 676m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号312番、15, 409m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号313番、4, 413m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号314番、26, 673m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号315番、2, 424m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号316番、2, 659m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号317番、19, 461m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号318番、16, 950m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号319番、66, 979m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号320番、7, 556m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。  
申請番号321番、9, 442m<sup>2</sup>、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号322番、2, 035㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号323番、22, 654㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号324番、5, 734㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号325番、6, 544㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号326番、9, 403㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号327番、2, 979㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号328番、5, 417㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号329番、6, 117㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号330番、15, 964㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号331番、3, 116㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号332番、11, 791㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号333番、8, 105㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号334番、16, 266.46㎡、出し手は〇〇〇さんです。  
 申請番号335番、6, 821㎡、出し手は〇〇〇さんです。受け手は〇〇〇さんです。

申請番号248番から335番までの88件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第56号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号248番から335番までの88件について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 11番委員 参考までに教えてください。申請番号259番から281番までの〇〇〇ですけれども、22件のうち3件だけが賃貸借で、あとは使用貸借ということについて、理由がわかれば教えてください。
- 庶務班長 こちらに関しては、使用貸借の方は、土地所有者から作業に従事してもらい、作業賃金で支払うそうです。賃貸借の方は、作業に出ない方ようです。金額については、今まで契約していた額を引き継いだとのことでした。
- 11番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号248番から335番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号248番から335番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第6、議案第56号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第7、議案第57号非農地証明の申請に対する可否の決定についてを上程し議題とします。議案第57号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第57号、申請番号6番について議案書をもとに朗読、説明 】  
申請番号6番、千畑地区の畑1筆、1, 542㎡、申請者は〇〇〇さんです。申請理由は、以前畑でしたが耕作条件が悪く、30年以上耕作していないた

め、現況に即した地目へ変更するためのものです。資料は1ページに位置図、2ページに公図、3ページに現場写真を添付しております。

この案件につきましては、美郷町非農地証明事務取扱基準第5条の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第57号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、調査の報告をお願いします。

8番委員 申請番号6番について調査の報告をいたします。11月22日午前7時半頃、高橋会長、高橋正和委員、事務局職員とともに取扱基準に基づき調査した結果、非農地証明は適当であると判断し、何ら問題がなかったことを報告します。以上です。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号6番について質疑を行います。質疑ございませんか。

2番委員 公図を見たところ、〇〇〇が申請に係る土地ですが、周りは多分畑かと思われます。そのことを鑑みますと、確かに耕作放棄状態になっていて、非農地に値する農地かもしれませんが、周りが農地であるときに、ここだけ除外して非農地にするのはちょっとおかしいのかなと感じます。写真を見れば非農地のようですが、〇〇〇は山林かもしれませんので、〇〇〇も非農地で続いているのであればやむを得ないとは思いますが、ここだけ間が抜けたように非農地証明となるのはいかがなものかと感じました。

●庶務班長 〇〇〇は山林になっておりまして、〇〇〇も山林原野ですので、西側の方は連なっております。

2番委員 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇などは畑ですか。

●庶務班長 東側は畑となっております。

2番委員 〇〇〇ということは分筆したようなので、何年か前に非農地となっているということですか。

●庶務班長 もともと山林原野だと思われます。

17番委員 担当地区の14番委員が欠席ですので、詳細はわかりませんが、ここは〇〇〇の自治会の農地でした。もともと水が来ない採草地だったと思います。それを〇〇〇の方々がもともとの〇〇〇を分けたので、このような枝番がついた状態になっているようです。〇〇〇が道路になっていますが、ものすごく細い道路で、昔は耕運機だと良かったと思いますが、今のトラクターとか軽トラックだと、ちょっと失敗すれば道路から落ちてしまうようなところです。手前のところも少し荒れている状態で、一番駄目なのは谷地のため、溜まった水が抜けて行けないので、手を掛けることができなかったと思われます。まして〇〇〇は山林であり、傾斜で緩く上がっていくので、〇〇〇、〇〇〇の辺りに水が溜まって抜けて行けないため、畑にできないと現地を見て感じました。

2番委員 だいたい状況的にはわかりました。隣の〇〇〇が山林原野であれば地続きなので、仕方がないかなとは思いますが。

●議 長 暫時休憩します。

午後3時05分

- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時27分
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号6番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号6番については原案のとおり決しました。よって、日程第7、議案第57号については原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。
- 議 長 次に日程第8、議案第58号土地改良事業参加資格の交替の承認についてを上程し議題とします。議案第58号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第58号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】  
申請番号1番、六郷地区の田9筆、7, 162㎡、申出者は現資格者が〇〇〇さん、新資格者が〇〇〇さんです。当該地は〇〇〇の受益地です。交替の理由は、〇〇〇の事業運営に参加するために申出しました。美郷町土地改良事業参加資格交替承認事務処理要領第2条第1項第3号で「土地改良事業の円滑な推進や土地改良区の適切な管理・運営に資すると認められる場合」に該当しているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第58号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。よって、日程第8、議案第58号については原案のとおり承認することに決定いたします。
- 議 長 次に日程第9、議案第59号農地の取得等に係る別段の面積の設定についてを上程し議題とします。議案第59号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第59号について議案書をもとに朗読、説明 】
- 議 長 議案第59号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。議案第59号について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第59号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第59号については原案のとおり決定いたしました。

●議 長 次に日程第10、議案第60号美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見についてを上程し議題といたします。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時32分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時33分

●議 長 それでは、議案第60号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第60号について議案書をもとに朗読 】

農政課職員 議案第60号の美郷農業振興地域整備計画変更（案）について説明させていただきます。

それでは早速ですが、議案第60号の資料1ページ目と2ページ目をご覧ください。今回申請がありました除外案件が1ページ目に記載している2件、編入案件が2ページ目に記載している6件で、合計8件の申請がありました。

まず始めに、除外の案件から説明いたします。

除外申請1番についてですが、転用事業者、土地所有者ともに〇〇〇さんです。申請地は〇〇〇で、変更申請面積は117㎡、変更前地目は畑、変更後の用途は一般車庫となっております。

続きまして、農振法第13条第2項の農振除外要件について説明いたします。資料の7ページをご覧ください。

第1号についてですが、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由は、現在の車庫の老朽化に伴い、新たに建築を考えていますが、既存宅地内だけでは面積上、建築が困難であるため、宅地と隣接した当該地にまたがる形での建築を希望しているものです。除外面積は117㎡で、車庫の敷地として利用するには妥当な規模であると判断しました。

除外地の選定に至るまでの検討状況などですが、既存宅地内は別の建物等で手狭であり、住宅に隣接した農地以外の土地はなかったことから、車庫の新築には当該地が最適であると判断しました。

第2号から第5号までについては記載のとおりとなっております。農地の集団化、担い手への集積、土地改良施設の機能への支障などはありません。

以上のことから農振計画からの除外について問題ないものと考えます。

除外申請1番についての説明は以上となります。

続きまして申請2番について説明いたします。資料の1ページ目をご覧ください。転用事業者が〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇さんであります。

申請地は、〇〇〇、変更申請面積は334㎡、変更前地目は畑、変更後の用途は生花店舗となっております。

続きまして、農振法第13条第2項の農振除外要件について説明いたします。資料の11ページをご覧ください。

第1号についてですが、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由について、転用事業者は生花取り扱い小売店舗の建設を希望していますが、既存宅地面積では新たに建築することが困難であるため、町内の空き地



利用及び利便性、人・車の往来性を考え、適地と判断しました。除外面積は334㎡で、生花店舗として利用するには妥当な規模であると判断しました。

除外地の選定にあたりましては、既存宅地面積では新たに建築することが困難であり、近隣空き地、店舗等を探しましたが、条件で折り合いがつかなかったとのことです。

第2号から第5号までについては記載のとおりとなっております、農地の集団化、担い手への集積、土地改良施設の機能への支障などはありません。以上のことから農振計画からの除外について問題ないものと考えます。

除外申請2番については以上となります。

続きまして、農振計画への編入の案件をご説明いたします。資料の2ページ目の編入申出者一覧をご覧ください。

編入申請は6件、筆数は8筆、編入申請面積は、合計11,076㎡となっております。こちらは全て、農業競争力強化農地整備事業、いわゆるほ場整備事業を実施するための農振区域への編入となります。事業実施地区については、令和2年度に採択されて現在実施中の明田地野際地区となります。転用事業者は〇〇〇で、土地所有者及び申請地は、一覧に記載のとおりとなっております。

続きまして、農振法第10条第3項の農振計画編入要件についての説明をいたします。資料の15ページをご覧ください。

第5号についてありますが、編入が必要であると判断した理由として、令和2年度採択の農業競争力強化農地整備事業明田地野際地区実施のため、工事予定は令和4年4月となっております。

今回の農振計画変更案件は除外が2件、編入が6件です。説明は以上となります。

●議 長 議案第60号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。議案第60号について質疑を行います。質疑ございませんか。

16番委員 除外の方の申請2番についてですが、店舗を建てるということは、水周り、トイレ関係も付くことですか。そして畑なので改良区からは外れておりますが、浄化槽の排水の放流先は改良区の許可が必要ですので、その辺はどうなっていますか。

農政課職員 汚水については、合併浄化槽を設置するという事で申請をいただいております。ちなみに水道は上水道を利用ということになっております。

16番委員 その排水の許可は改良区からもらわないといけません。田んぼだと改良区に入っていますが、畑なので改良区から外れているけれども、その辺しっかりしてもらわないといけないということです。

農政課職員 申請関係をしっかりとるように申請者に指導させていただきます。

●議 長 よろしいですか。

16番委員 わかりました。

- 議 長 暫時休憩します。 午後3時44分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時47分
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第60号については意見の答申ですが、許可相当と意見決定してもよろしいでしょうか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第60号については原案のとおり許可相当の意見を附して答申いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和3年第12回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後3時48分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年12月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 加 藤 堅 之 助

議事録署名委員 高 橋 秀 行